

長野県におけるヤミ金融対策

長野県生活環境部

1 取組みの開始

- ・ 平成 14 年 12 月
- ・ 消費生活センターに寄せられた相談の急増

2 「長野県ヤミ金融被害者救済緊急対策会議」の設置と「ヤミ金 110 番」の開設

(1) 対策会議の設置日

平成 14 年 12 月 27 日。平成 15 年 1 月 30 日に第 1 回。以降現在までに 18 回開催。

(2) 対策会議の構成団体

長野県、長野県警察本部生活部、財務省関東財務局長野財務事務所、長野県弁護士会、長野県司法書士会、(社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、(社)長野県貸金業協会、(財)長野県暴力追放県民センター、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金・高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会、(社)長野県銀行協会、長野県信用金庫協会、長野県信用農業協同組合連合会、日本郵政公社信越支社貯金事業部(15 団体)

- ・ 被害者救済活動を実践している任意団体の参加

(3) 設置の理由

- ・ ヤミ金融は警察により摘発が行なわれるべき対象、しかし捜査が極めて困難。弁護士、司法書士等の専門家も対応しきれない。行政のみでも解決不可能。
- ・ 関係団体が連携しヤミ金融の撲滅に向けて様々な手立てを講じる必要。

(4) 運営方法

- ・ 基本的には 1～3 ヶ月に 1 度のペースで開催
- ・ 実質的な議論を行い具体的な対策を話し合う場
- ・ 構成団体から誰でも参加可能(設置要綱では構成団体のみで委員を定めず。)
- ・ 会議の 1 週間前までに各団体から自由に対策案を提出。活発な議論。
- ・ 会議は全て公開

3 対策会議で実施した具体的ヤミ金融対策

(1) ヤミ金融に関する情報の一元的集約と活用

- ・ 弁護士、司法書士が被害者から受任し、また県や貸金業協会など対策会議構成団体がヤミ金融相談を受ける中で把握したヤミ金融の情報を、事務局に報告してもらい、集約したヤミ金融情報を事務局から構成団体へフィードバックして、各団体が活用。

(2) 金融機関へヤミ金融口座の閉鎖等を要請

- ・ 一元的に集約しているヤミ金融情報をもとに、証拠書類のそろっているものや悪質なヤミ金融については、構成団体連名の文書で金融機関に対し、ヤミ金融に利用されている口座の凍結や閉鎖を要請。
- ・ 平成 15 年 8 月から開始。

(3) 構成団体連名の通知書をヤミ金融へ送付（法律に違反しないよう警告）

- ・ ヤミ金融に対し法律違反をしないよう警告するための対策会議構成団体の連名文書。雛型として定めたこの通知書を、会議構成団体の関係者が自由にヤミ金融へ送付。

(4) ヤミ金融からの嫌がらせ電話による債務者の離職を防止するため、構成団体連名文書で企業へ協力依頼

(5) ヤミ金融からの電話による混乱を防ぐため、対処方法を県下の全ての小中学校、高等学校へ周知

(6) ヤミ金融対策関係者を対象とした研修会の開催

- ・ 講師：ヤミ金融対策会議に参加している弁護士
- ・ 参加者：市町村の消費者行政担当職員及びヤミ金融対策会議関係者（行政関係者のほか、司法書士、警察官、商工会議所の指導員）

(7) 対策会議による県下一斉「ヤミ金融無料相談会」の実施

- ・ 従来弁護士会単独で実施していた無料相談会を、対策会議の構成団体が協力して実施。
- ・ 県下 4 か所の消費生活センターなどを会場として、弁護士、司法書士をはじめ、対策会議構成団体のメンバーや県のヤミ金融相談員（平成 15 年 7 月補正予算で消費生活センターに配置したヤミ金融及び架空請求専属の相談員）が相談。

4 多重債務研究会の設置

- ・ 多重債務問題の解決が、ヤミ金融撲滅のために不可欠